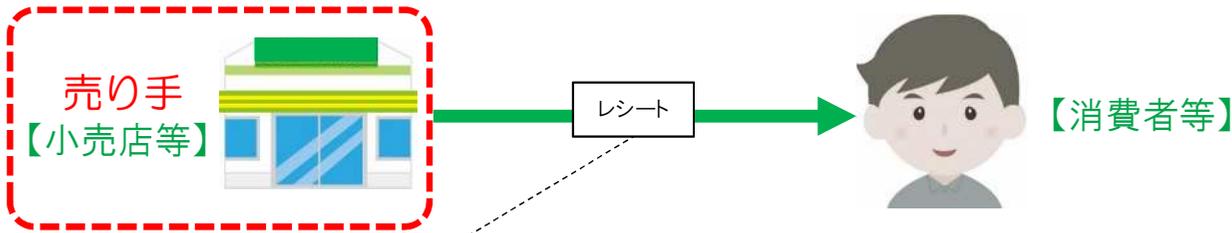


誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付した場合

- 消費税の申告は、取引の実態に応じ、適正な適用税率を判定していただき、その判定した適用税率に基づいて行っていただく必要があります。
- そのため、例えば、小売店などにおいて、買い手（顧客）に対して誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付していた場合でも、**「取引の事実」に基づく適正な税率で計算して申告する必要**があります。

<事例> 標準税率(10%) が適用される商品（日用品：税抜価格10,000円）について、
軽減税率(8%) が適用された場合の税込価格10,800円で販売していた場合



売手が交付したレシートのイメージ

(株)△△ ○○店
TEL 03-XXXX-XXXX
20XX年12月02日(月)13:45

日用品* 1点 @10,000 10,000円

8%対象計	10,000円
外税額	800円
10%対象計	0円
外税額	0円
合計	10,800円
⋮	

* は軽減税率対象品目

誤った税率
(8%)で記帳

適正な税率
(10%)で記帳

売 上

20XX年 月 日	摘要	貸方
12 2	日用品 ※	10,800

✗

※ 軽減税率対象品目

売 上

20XX年 月 日	摘要	貸方
12 2	日用品	10,800

※ 軽減税率対象品目

適正な税率（10%）により計算した場合の消費税相当額は、以下のとおりとなります。

【販売価格】 10,800円
→ 本体価格 9,819円
消費税相当額 981円
(10,800×10/110÷981)